

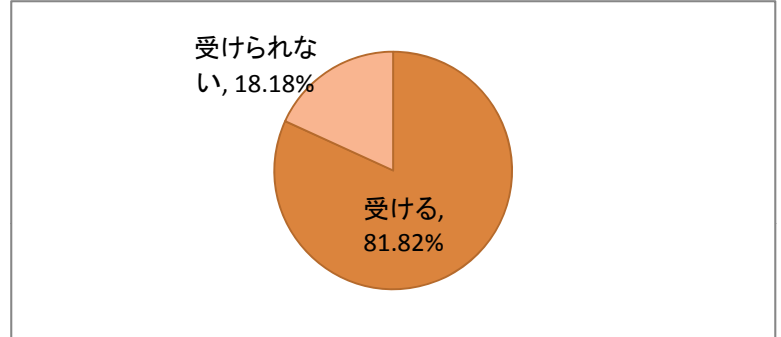
# 専門委員推薦に際しての調査アンケート

平成27年10月20日  
一般社団法人日本知財学会

(ご意向に関する質問)

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

	人数(人)	割合(%)
受ける	18	81.82%
受けられない	4	18.18%
無回答	0	0.00%
総数	22	100.00%

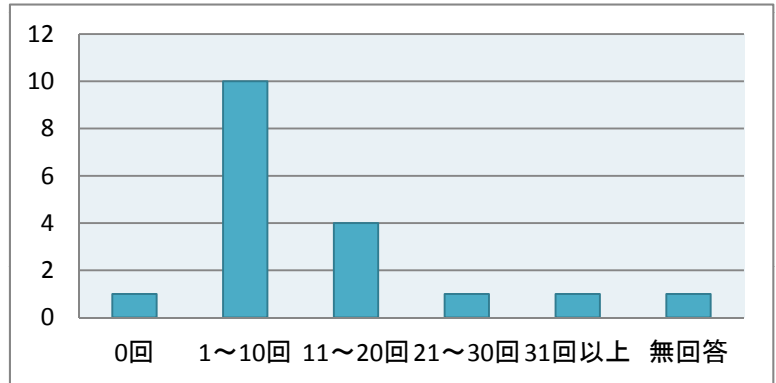


1. 専門委員に関する御経験を伺います

1.1 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

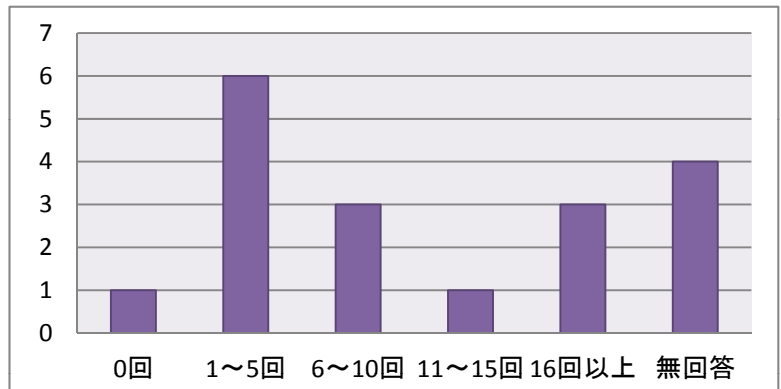
■平均回数 10.8 回

回数	人数(人)
0回	1
1~10回	10
11~20回	4
21~30回	1
31回以上	1
無回答	1
総数	18



■平均案件数 7.7 件

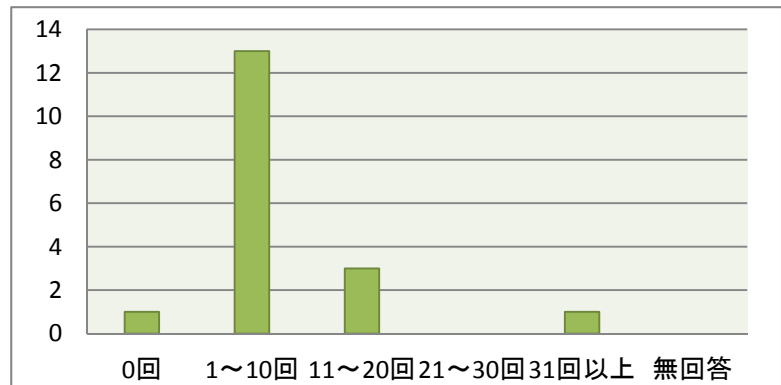
案件数	人数(人)
0回	1
1~5回	6
6~10回	3
11~15回	1
16回以上	3
無回答	4
総数	18



1.2 質問1.1のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

■平均回数 8.8 回

回数	人数(人)
0回	1
1~10回	13
11~20回	3
21~30回	0
31回以上	1
無回答	0
総数	18

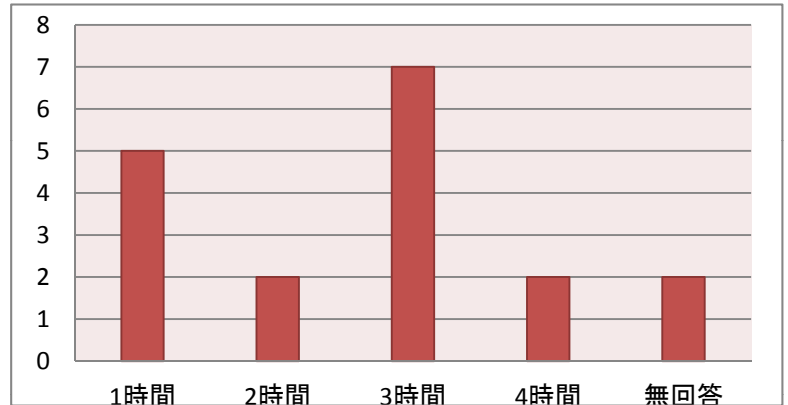


### 1.3 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

● 打ち合わせ

■ 平均時間 2.3 時間（最短1時間、最長4時間）

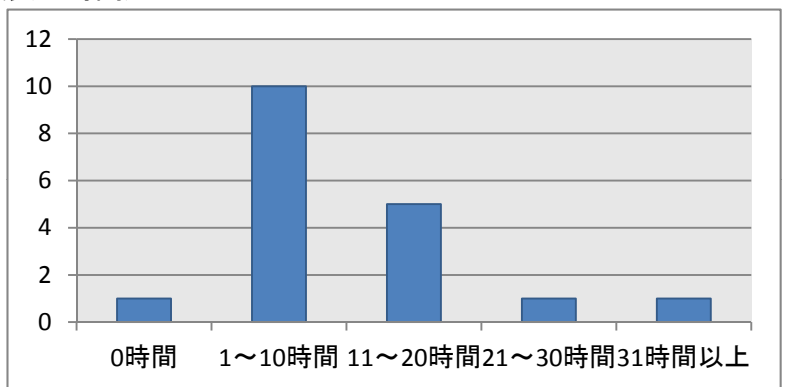
時間	人数(人)
1時間	5
2時間	2
3時間	7
4時間	2
無回答	2
総数	18



● 予備的な調査など

■ 平均時間 11 時間（最短4時間、最長32時間）

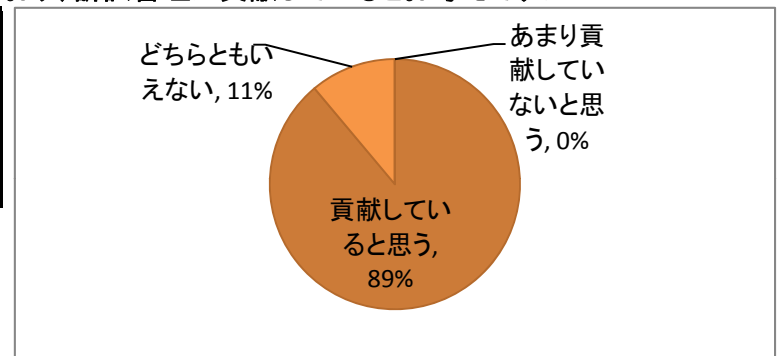
時間	人数(人)
0時間	1
1～10時間	10
11～20時間	5
21～30時間	1
31時間以上	1
総数	18



## 2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

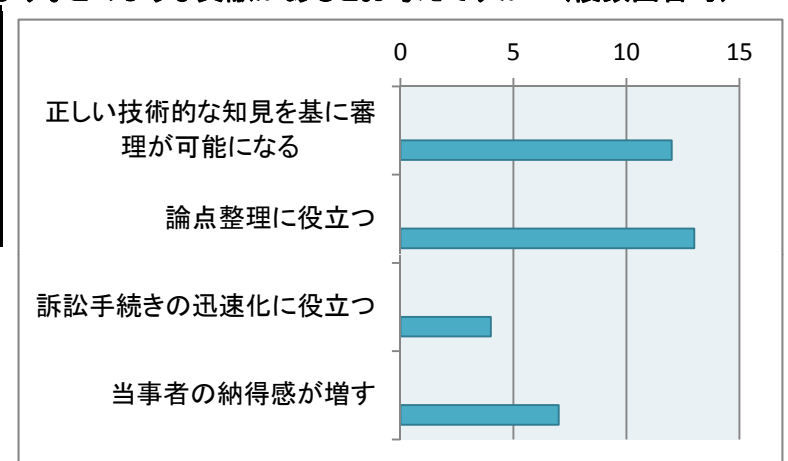
### 2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

貢献の有無	人数(人)	割合
貢献していると思う	16	89%
どちらともいえない	2	11%
あまり貢献していないと思う	0	0%
総数	18	100%



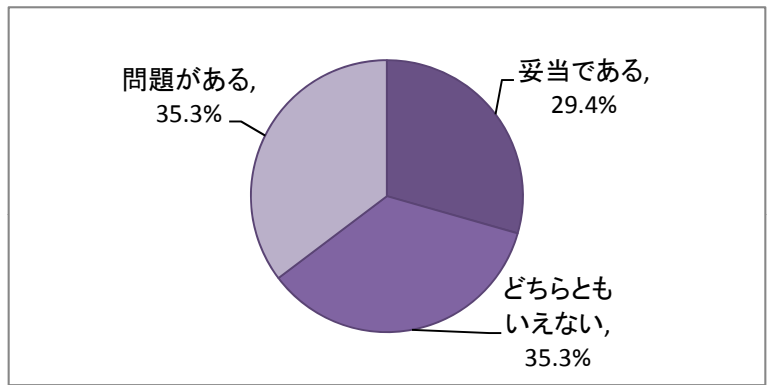
### 2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

貢献内容	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可	12
論点整理に役立つ	13
訴訟手続きの迅速化に役立つ	4
当事者の納得感が増す	7
その他	0



### 2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

現状の制度について	人数	割合
妥当である	5	29.4%
どちらともいえない	6	35.3%
問題がある	6	35.3%
総計	17	100.0%



### 2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

予備調査や送られて来た資料の読み込み・解析に相当の時間を費やしますが、その時間は報酬には考慮されていないように思います。

準備に費やす時間は、真剣に準備しようとするれば10時間以上の時間がかかる。一方でほとんど準備をしていないのではないかと感じる専門委員もおり難しいとは思いますが、準備時間に応じた待遇を工夫するべきである。

要する時間や責任の重さに比して軽い。但し制度の基盤から見て已むを得ないようにも思う。社会貢献として、応分の責任は果たすべき。制度として委員の専門的知見を活かす場面が少ない。もう少し活用方法を検討・考察すべき。

報酬は、登庁して当該案件に関与した時間について支払われるが、実際は、事前の整理・調査に多くの時間を要し、投入する労力と時間を考えると釣り合わない。このため、いっそボランティア・ワークと位置づけていただく方が納得できる。雇用契約においてのみ、必要とされる守秘などの遵守義務の縛りが架けられないということもないと考えるのでご検討いただきたい。待遇に関しては、表面上は、十分にリスペクトされており問題はない。しかし、技術的な整理や詳細、および、技術の歴史と経済活動に関する背景等に関して、真に、専門委員の知識・意見を得たいと考えているのかが明かでないと感じる時がある。

報酬が安い。

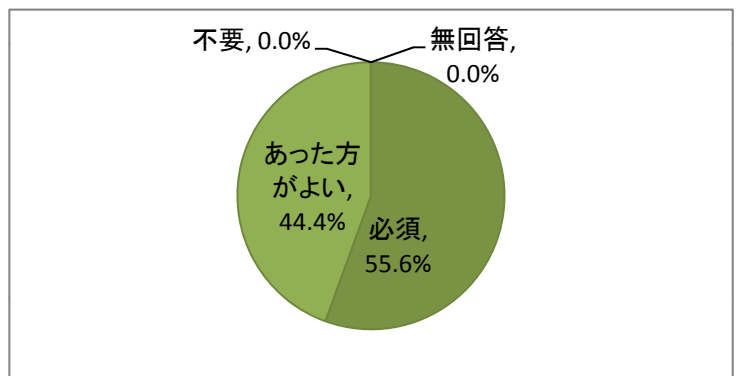
知財訴訟に関心がない人には、魅力がないと思われる。

準備や調査にかなり時間を取られています。

### 2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

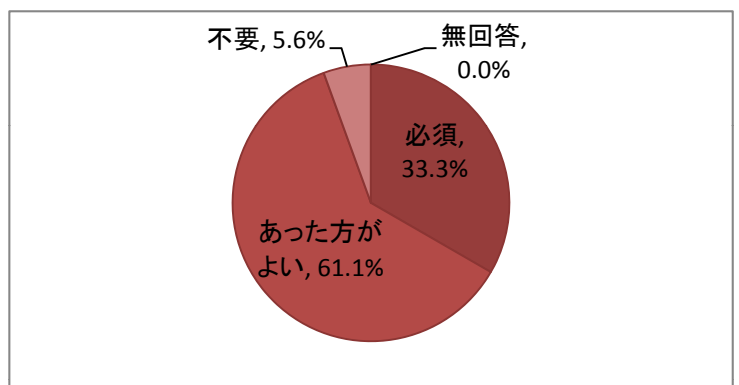
#### ■知財制度の知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	10	55.6%
あった方がよい	8	44.4%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	18	100.0%



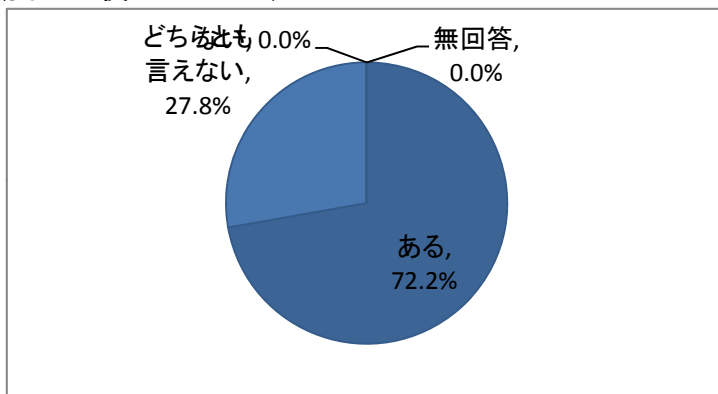
#### ■訴訟手続きに関する知識

知識・知見の必要性	人数	割合
必須	6	33.3%
あった方がよい	11	61.1%
不要	1	5.6%
無回答	0	0.0%
総計	18	100.0%



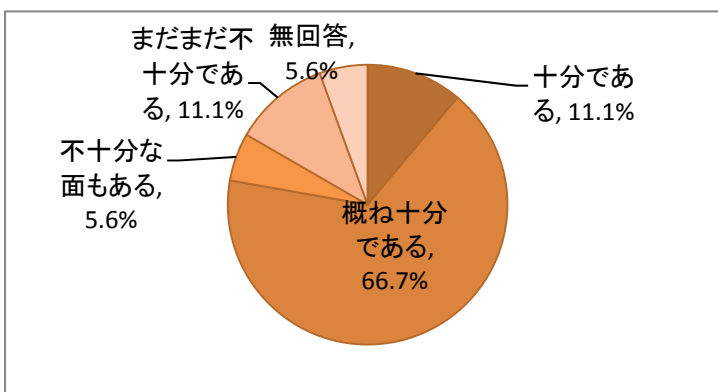
## 2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

経験の役立ち度	人数	割合
ある	13	72.2%
どちらとも言えない	5	27.8%
ない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
総計	18	100.0%



## 2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

専門的技術的知見の反映度	人数	割合
十分である	2	11.1%
概ね十分である	12	66.7%
不十分な面もある	1	5.6%
まだまだ不十分である	2	11.1%
無回答	1	5.6%
総計	18	100.0%



## 2.8 質問2.7で、3(不十分な面もある)、または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

専門員の意見などの陳述は、裁判官、被告・原告当事者になさねばならないことになっており、裁判官のみにおこなってはならないことになっていることを反映してか、判事先生との法廷直前の意見交換などの時間が少なく、専門委員が事前に整理してきた事柄などを十分に伝えられないことが常である。ならば、調査官の方の不明事項の調査・回答や意見交換などを事前におこなえるならば、専門委員がさらに寄与できるのではないかと考える。知財係争のより公正な整理に関して、専門委員は、原告と被告に対して中立であることは必須であるが、裁判所と両当事者との間で中立であることは必要ではないと考える。

技術説明会后に、公判が開かれて判決がでると、裁判所の事実認定に専門委員としての知見がどの程度反映されているのか判断できますが、知財訴訟は、和解になることも多いです。和解になると、その内容は非公開ですので、専門的な知見がどの程度反映されて和解に至ったのか、全くわかりません。そのため、(2.7)の設問には、選択できる適切な回答がありません。

現状の知財裁判が、知財の技術的側面について厳しく渡り合うというような内容が少なく、手続き論で相手の知財を潰そうとするような、些末な争いが多いと感じる。知財裁判そのものの社会的位置づけを、もっと工夫したい(社会広報的な工夫も必要)。また、事前の論点整理が技術面から見ておかしなことも多い。負担は増えるが、争いの設定そのものを整理する時点で関与すれば、もう少しまともな裁判になるような印象を持つ。

専門委員側にも(裁判官側にも)問題があると考える。専門委員の中には、自己の意見を述べる者が居る。しかし、求められているのは、専門委員の有する専門技術的知識であって、専門委員の意見ではない。ところが、自己の意見を述べる専門委員が居るせいで、専門技術的知識を述べたにも拘わらず、裁判官が「専門技術的知識ではなく、意見ではないか」と誤解する場面がある。その結果、専門委員がオオカミ少年と成ってしまって、裁判官が専門技術的知識を軽んずる場合がある。専門委員には「謙抑的に発言すること」が求められるとともに、裁判官には「声高で偉そうな専門委員の意見のみならず、深淵な知識を淡々と述べる専門委員の意見をも傾聴する姿勢」が求められると思う。

各裁判長の考え方による部分が大きいと思います。

他の専門委員と、弁理士会からの委員、裁判官との懇談がもう少し時間が取れば良い。

## 2.9 その他専門委員について自由にご意見を頂ければと存じます(自由記述)。

自分が関与した案件の結果である判決書が送られてくる場合と送られてこない場合がある。関与した者としては、全て送って頂き、貢献できたのかできなかったのかも含め、反省の材料としたい。また、裁判当事者の少なくとも一方が専門委員の関与を希望した場合には、専門委員が必ず関与する制度にすることが望まれる。その方が、裁判当事者の納得感を得ることができ、結果的には訴訟経済にも貢献すると思う。

色々と不満や不十分もあるが、裁判制度としても、知財の社会的浸透を推進するためにも重要な制度であり、応援したいと思う。裁判の場だけでなく、知財制度や知財を産業経済政策に活かす場面でも、学会や学識経験者の意見や知見を活かせる場を、知財学会としてもお考え戴けると、大きな社会貢献になろう。学会と裁判所との意見交換の場も、設定されれば良いかと思う。

裁判官が積極的に専門委員の発言をお許しいただける環境を作って下さり、自由に質問・発言できました。果たして裁判にとり貢献できたか否かは不明ですが、裁判官から終了後、「〇〇について、そういう視点での解釈もあるんですね。」との一言が、何かお役に立てた様な気にさせていただきました。上記の質問項目にありますように、専門委員は技術知識さえあれば貢献できるという理解はやはり誤りかと存じます。少なくとも特許法の基礎知識を備えるための積極的な自己研鑽は委員を拝命しているものの義務でもあると思料します。

関与に対して専門委員個人へのフィードバックがあると、何が役に立ったか、どうすれば良かったのかが分かると思います。最近の専門委員の中には、肩書きだけが立派で専門技術的知識の乏しい者が散見される。小保方晴子氏のような、オヤジ転がしの結果ポストだけを得た者が肩書きを得る日本社会の縮図が投影されているように思う。ジャーナル査読のように、複数の当該専門技術的分野の専門家のピアレビューに曝される場合ですら、問題が生じうることを考えると、裁判官という専門技術的分野の専門家ではないものが関係する場面では、なおさら小保方晴子氏のように(記者会見)ポーズだけが上手い輩に、場を支配されてしまう虞が有る。専門委員を選ぶ場合には、肩書きではなく、専門的技術的知識の方で選考することをお願いしたい。

個別の技術分野の学会だけでなく、知財学会から専門委員が出ていることは、学会と裁判所の双方にとって有意義なことだと考えております。

知財の扱いは、我が国の科学技術戦略で極めて重要な位置にあると思います。更なる、制度の充実を期待します。

知財高等裁判所が設置された時から専門委員として実際の裁判に関与しており、知財人材育成にもかかわっている立場として、非常に参考になります。

二年に一回の研修がありますが、日程がかさなりいけないこともあります。できれば、1年に1回の研修があることが望ましく思います。また、生物系の研修会もあると嬉しいです。

男女共同参画を、なお一層進めていただきたいと思います。

大変にやりがいのある仕事と考えています。